

令和3年度地域包括支援センター事業評価結果

1 事業評価の全体像と国事業評価結果

【報告書 P1～3】

2 豊田市の事業評価について

(1) 事業評価の目的

【報告書 P4】

地域型包括支援センター（以下、地域型センターという）は、担当地区の課題や状況を分析し、それぞれの地域に適した事業計画を立て、地域課題の解決を目指す。また、基幹型包括支援センター（以下、基幹型センターという）は、地域型センターの後方支援と認知症初期集中支援チームの業務において事業計画を立て、地域型センターの統括機関として、機能強化を目指す。

このように地域型センター及び基幹型センターが自ら計画を立て実施した事業について、地域型センター・基幹型センター（以下、包括支援センターという）と市の双方で評価を行い、取組内容について精査、改善をすることにより螺旋状に事業の質を高め、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

なお、地域型センターの事業評価は、介護保険法第115条で実施することが規定されている。

(2) 評価方法

【報告書 P6】

事業評価表に基づき、包括支援センターが設定した3項目の事業目標の達成状況について、以下の手順で評価する。

1.各包括支援センターの自己評価⇒ 2.市の評価⇒ 3.運営協議会にて報告

(3) 令和3年度全体結果と評価

【報告書 P7】

令和3年度は新たな3か年計画の初年度であり、前3年間の成果や改善点を受けて目標を設定し、取組を進めることができた。

地域型センターは、コロナ禍においても対策を施し、事業を着実に進めることができた。また、地域課題から導き出した事業計画の必要性を認識した上で主体的に取り組み、また、職員全員が話し合いを重ねながら、計画的に事業に取り組むことができた。

基幹型センターは、地域型センターへの年2回の訪問や、事業実施への支援・相談支援等を行い、地域型センターが事業に取り組みやすい環境となるよう後方支援を実施した。

全包括支援センターが、自ら設定した3つの目標をすべて達成した。

(4) 各事業の取組例

【報告書 P8～10】

4つの項目(①総合相談支援事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、③認知症に関する支援、④権利擁護事業)について、取組例を紹介する。

(5) 地域型センターの具体的取組事例

【報告書 P11～24】

各地域型センターの取組事例を紹介する。

※結果の詳細については令和3年度地域包括支援センター事業評価報告書を参照

作成：豊田市役所 福祉部 高齢福祉課

TEL：0565-34-6984